

○ 長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）

改正案	現行
<p>（資産の国内保有）</p> <p>第一条の二 令第六条前段において準用する銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 （略）</p>	<p>（資産の国内保有）</p> <p>第一条の二 令第六条前段において準用する銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 （略）</p>